

事業シート（概要説明書）

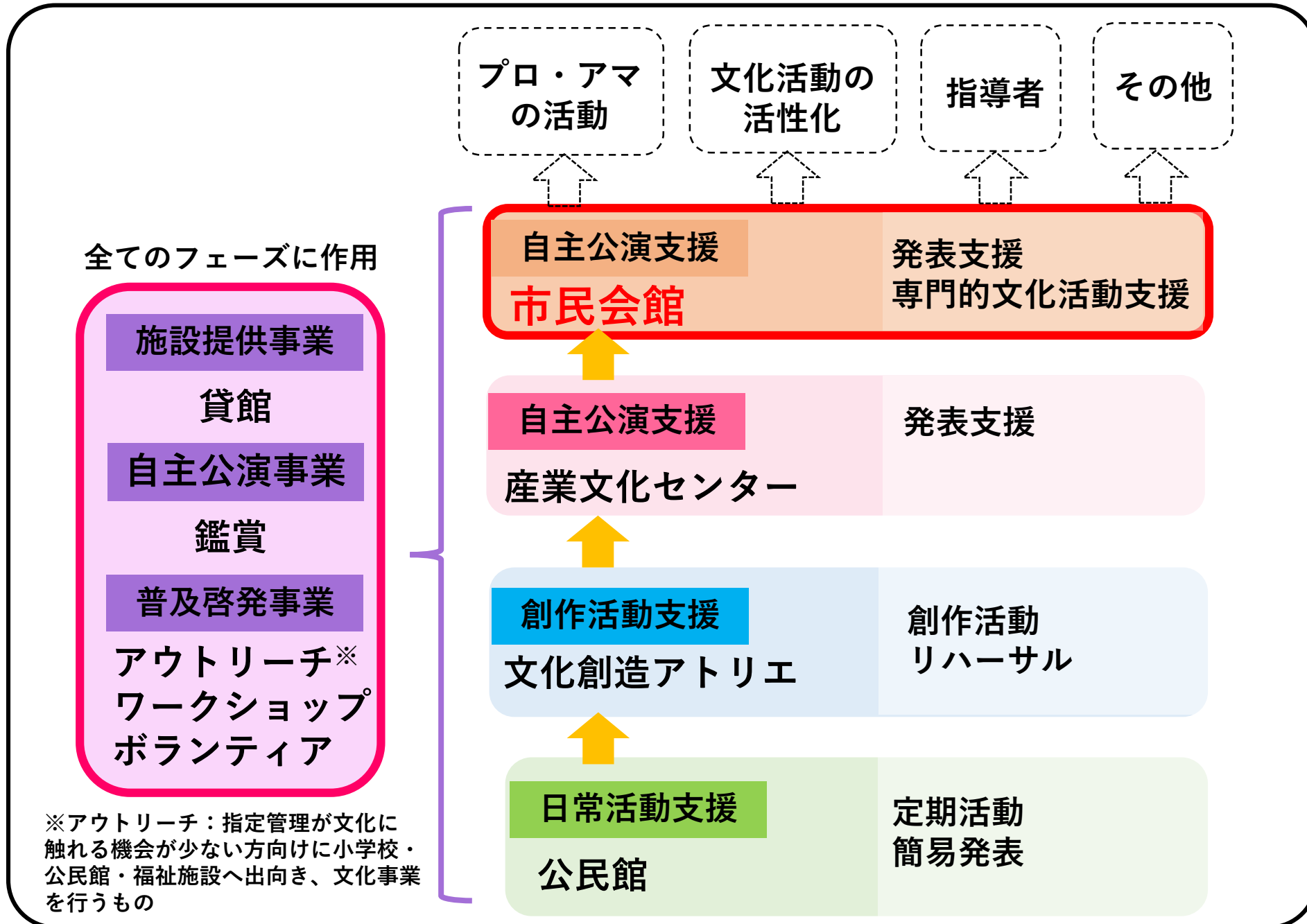
個別事業名	市民会館施設整備・運営事業	事業開始年度	1973年															
上位施策事業名	市民文化の発信	担当局・部名	市民生活部															
根拠法令等	入間市市民会館の設置及び管理条例	担当課・担当名	自治文化課															
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	宇津木 教芳															
実施の背景	市民会館は、時代や地域社会、市民の文化的な要求にこたえて、主に経済、教育、文化活動を支援することを目的として昭和48年に設置されました。その後、文化的な側面を強化するため、経済関係部署から市民活動関係部署へ所管替えを行い、今までの、鑑賞型中心の文化活動に加えて、市民団体との協働による文化活動、地域振興イベントの実施や指定管理者制度の導入により、入間市の文化創造、振興の仕組みを支える主体的な施設として展開していました。現在は、耐震性能の不足により、一時閉鎖中となっています。 ※文化創造・振興を支える仕組みについては、補足資料①をご参照ください。																	
目的 (何のために)	市民の文化の向上と福祉の増進を図るために設置。																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	入間市民	対象者数（全住民に対する割合） 146,808 人（100%）															
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施																
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：公益財団法人入間市振興公社）																
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）																
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）																
事業内容 (手段、手法など)	<p align="center">事業内容</p> 施設維持管理（法定点検・光熱水費・自主修繕等）費用：年間78,281千円 文化事業の実施費用：年間約9,082千円 クラシックコンサート、ポップスコンサート、クラシックバレエ、古典芸能、落語、グランドピアノ開放デー、無料映画会、グリーンティーJAZZフェスティバル、ドラマフェスタ、ぬいぐるみミュージカル、入間市管弦楽団定期演奏会、成人式、小中学校合唱祭、ピアノ発表会																	
関連事業 (同一目的事業等)	産業文化センター施設整備事業（担当：自治文化課、事業費：116,664千円、事業内容：施設維持管理や文化事業の実施） 文化創造アトリ施設整備事業（担当：自治文化課、事業費：42,562千円、事業内容：施設維持管理や文化事業の実施）																	
コスト		2021 年度（予算）		2020 年度（決算）		2019 年度（決算）		2018 年度（決算）										
	事業費合計	36,150	千円	144,567	千円	132,133	千円	141,954	千円									
	事業費内訳 (2020年度分)	※2021年度は、施設が一時閉鎖中のため、最低限の施設維持管理費と文化事業費で指定管理を委託しているため、例年と金額が大きく異なります。 委託料123,064千円（指定管理料） 委託料18,293千円（市民会館・中央公民館改修工事基本設計業務） 修繕費297千円（空調機モーター修繕） 役務費49千円（建物損害共済基金分担金） 使用料及び賃借料1,802千円（第2駐車場土地借上料） 備品購入費605千円（ホール登壇用階段） 償還金458千円（使用料還付金）																
	人件費	担当正職員	0.25	人	1,975	千円	0.25	人	1,975	千円	0.25	人	1,975	千円	0.53	人	4,187	千円
	臨時職員等			人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
人件費合計		0.25	人	1,975	千円	0.25	人	1,975	千円	0.25	人	1,975	千円	0.53	人	4,187	千円	
	総事業費	38,125	千円	146,542	千円	134,108	千円	146,141	千円									
財源 内訳	国県支出金		千円		千円		千円		千円									
		国県支出金の内容																
	地方債		千円		千円		千円		千円									
	その他特財		千円		千円		千円		千円									
		その他特財の内容																
一般財源	38,125	千円	146,542	千円	134,108	千円	146,142	千円										
財源合計	38,125	千円	146,542	千円	134,108	千円	146,141	千円										

事業シート（概要説明書）

個別事業名		市民会館施設整備・運営事業			事業開始年度	1973年	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値）		単位	2020 年度	2019 年度	2018 年度
		文化事業（参加人数）		人	2,945	7,185	15,259
	貸館利用人数		人	52,144	109,535	106,016	
単位当たりコスト		総事業費	/	開館日数（1年）	日	470千円	422千円 463千円
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	文化活動が活発になった結果が、市民会館の利用率に表れていると考えます。また、利用率には表れませんが、入間市に住む子供たちであれば一度は経験する成人式や、多数の小中学校合唱祭が市民会館で開催され心に残る場所となっています。なお、2020年3月からは、新型コロナウイルスの影響により、利用率が低下しています。					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値）		単位	2020 年度	2019 年度	2018 年度
		市民会館ホール利用率（日割りで算出）		%	22.6%	58.8%	52.2%
		市民会館会議室利用率		%	33.4%	62.1%	64.7%
				/	/	/	
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<p>市民会館は、文化創造・振興を支える仕組みの一部であり、欠かすことのできない施設であると考えています。利用者にとっては、定期活動・簡易発表の場である公民館から、市内最大の発表の場となっている市民会館まで施設が用意されています。市が、各施設で活動支援を行うことで、市民の文化の向上につながっています。また、施設提供事業・自主公演事業・普及啓発事業を行うことも、文化振興に繋がっています。</p> <p>施設整備の面では、令和元年から令和2年にかけて市民会館耐震改修基本設計業務を実施しました。その結果、最低限の耐震改修には約17億円・市民満足度を高めるための改修を加えると約22.8億円かかると算出されました。他にも広域連携や市内新設という選択肢がありますが、文化振興を優先した整備方法は、施設再開までの期間が短いこと・席数を維持できることから耐震改修を含んだ22.8億円の中規模改修が適切と考えています。※市民会館整備方法の条件整理については補足資料②をご参照ください。</p>					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		<p>2018年度他市ホール利用率 飯能市（飯能市市民会館）ホール収容人数1,102名 ホール利用率49.8%（日割りで算出） 狭山市（狭山市市民会館）ホール収容人数1,398人 ホール利用率47.2%（コマ割り算出） 所沢市（所沢市市民文化センターミュージズ）ホール収容人数2,002名 ホール利用率90.9%（日割り）</p> <p>2019年度全国ホール利用率 （全国公立文化施設）ホール収容人数1,000人以上 ホール利用率58.0%（日割り）</p>					
特記事項		<p>感染症対策としてソーシャルディスタンスをとっても市内各地域の市民が一堂に集まれる大規模のホールは市民会館しかありません。</p> <p>市民会館が一時閉鎖中であるため、文化施策としてアウトリーチ事業を増やすなど、1,000人規模のホールがない中でも鑑賞機会の確保をしていかななくてはならないと考えています。</p>					

施設シート							2021年度					
番号	8		名称	入間市市民会館			<input type="checkbox"/> 単独館 <input checked="" type="checkbox"/> 複合館					
所在地	埼玉県入間市豊岡3丁目10番10号											
根拠条例等	入間市市民会館の設置及び管理条例											
土地情報	所有面積	9731 m ²		地目	宅地		所管課	自治文化課				
	借地面積	1273 m ²		借地元	民地		作成責任者	宇津木 教芳				
	総面積	11004 m ²		借地料	1802 千円/年		財産区分	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 普通				
建物情報	延べ床面積	5777 m ²		所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用		構造	鉄筋コンクリート造				
	建設・取得	1973年4月（建設）		設計者	カトー設計事務所		IS値	0.24				
	補助金有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		階数	地下1階地上3階							
	借用元			借用金額	千円/年							
	建設・取得額	千円		取得経緯								
	地方債残高	<input type="checkbox"/> 有（残高 円）償還（ 年/ 年） <input type="checkbox"/> 無										
	改修等	改修時期・内容・金額	<input type="checkbox"/> 耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模改修 <input type="checkbox"/> バリアフリー化 <input type="checkbox"/> 省エネ対応 ≪平成6年≫ 緞帳交換・出入口障害者用スロープ設置・ホール空調機修繕・ホール開演音響設備改修工事・金額不明 ≪平成16年≫ 舞台床面全面張替、音響卓改修、トイレ改修、外壁改修、空調機器改修等・金額5.2億円									
	設置目的	文化の向上と福祉の増進										
	実施事業	クラシックコンサート、ポップスコンサート、クラシックバレエ、古典芸能、落語、グランドピアノ開放デー、無料映画会、グリーンティーJAZZフェスティバル、ドラマフェスタ、ぬいぐるみミュージカル、入間市管弦楽団定期演奏会、成人式、小中学校合唱祭、ピアノ発表会										
	主な利用者（複数選択可）	<input checked="" type="checkbox"/> 官公庁利用 <input checked="" type="checkbox"/> 主催事業 <input type="checkbox"/> 登録団体（団体数： ） <input checked="" type="checkbox"/> 市内一般企業、団体 <input type="checkbox"/> 市外一般企業、団体 <input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 市外住民 <input type="checkbox"/> その他（ ）										
利用の制限	・会館の設置の目的に反するとき・公益を害するおそれがあるとき ・施設等をき損するおそれがあるとき・その他会館の管理上支障があるとき											
開館日数	312 日/年		休館日	毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）								
開館時間	9時から21時30分											
管理体制	<input type="checkbox"/> 直接管理 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 住民等の自主管理 （委託先又は指定管理者：公益財団法人入間市振興公社）											
	（委託内容・金額・事業者選定方法： ） 委託内容：施設の使用許可に関する業務・使用料の徴収に関する業務・施設の維持管理に関する業務・文化事業の企画及び実施その他施設の事業運営に関する業務。2020年度指定管理料：123,063,999円。事業者選定方法：非公募											
施設の概要	名称	ホール		名称	第5号室		名称	第10号室				
	床面積	2941 m ²	部屋数	1	床面積	40 m ²	部屋数	1	床面積	52 m ²	部屋数	1
	名称	第1号室		名称	第6号室		名称	第11号室				
	床面積	228 m ²	部屋数	1	床面積	40 m ²	部屋数	1	床面積	150 m ²	部屋数	1
	名称	第3号室		名称	第8号室		名称	展示室				
	床面積	80 m ²	部屋数	1	床面積	52 m ²	部屋数	1	床面積	111 m ²	部屋数	1
	名称	第4号室		名称	第9号室		名称					
床面積	80 m ²	部屋数	1	床面積	104 m ²	部屋数	1	床面積	m ²	部屋数		
ハード（施設維持管理） ソフト（実施事業） にかかる人員		正規職員	嘱託職員等	委託業者	指定管理者	住民等の自主管理	その他	合計				
	ハード	0.25 人	人	人	1 人 (2)	人	人	人				
	ソフト	人	人	人	2 人 (3)	括弧書きは、閉館前の人員		人				
	合計	0.25 人	0.0 人	0.0 人	3 人 (5)	人	0.0 人	0.0 人				

		2021年度（予算）	2020年度（決算）	2019年度（決算）	2018年度（決算）				
総支出		38,125 千円	146,542 千円	134,108 千円	146,141 千円				
維持管理費	財源内訳	収入合計	0 千円	6,265 千円	10,353 千円	13,866 千円			
		使用料・手数料	千円	5,028 千円	8,213 千円	11,243 千円			
		国県補助金	千円	千円	千円	千円			
		その他（ ）	千円	1,237 千円	2,140 千円	2,623 千円			
		一般財源	38,125 千円	140,277 千円	123,755 千円	132,275 千円			
支出内訳（2020年度分）									
人件費： 27,384千円 委託料： 千円 光熱水費： 13,174千円 修繕料： 1,512千円 （修繕内容：空調機修繕等）		指定管理料のうち管理委託分： 63,595千円 減価償却費： 千円 地方債の元利償還： 千円 その他（文化事業費等） 40,877千円							
利用状況	各部屋別稼働率（下段2018年度）	名称	ホール	平日	17.2 (25.4) %	土日祝	28.8 (73.9) %		
		午前	20.5 (43.7) %	午後	23.7 (49.4) %	夜間	20.2 (36.1) %	合計	21.5 (43.0) %
		名称	第1号室	平日	49.0 (68.8) %	土日祝	31.9 (63.8) %		
		午前	48.7 (73.1) %	午後	43.6 (72.8) %	夜間	35.6 (57.3) %	合計	42.6 (67.7) %
		名称	第11号室	平日	31.0 (38.0) %	土日祝	40.5 (48.4) %		
		午前	44.6 (80.1) %	午後	29.8 (66.5) %	夜間	29.5 (72.9) %	合計	34.6 (73.1) %
		名称	展示室	平日	26.0 (44.6) %	土日祝	27.3 (64.4) %		
		午前	27.6 (52.6) %	午後	28.5 (58.6) %	夜間	23.4 (44.0) %	合計	26.5 (51.8) %
		名称	その他会議室	平日	36.8 (65.9) %	土日祝	30.8 (63.8) %		
午前	37.3 (70.3) %	午後	38.8 (76.1) %	夜間	22.6 (48.5) %	合計	32.9 (65.0) %		
自己評価・特記事項等		<p>現状は一時閉鎖中であるため、主なホール代替施設として産業文化センターを活用していただいています。しかしながら、利用団体からは「舞台が狭いため、やりたい規模で実施ができない・これまでのやり方を変更して実施しなくてはならない」等の意見もあり、市民会館が担う施設の役割を踏まえると、早急に整備し再開することが必要と考えています。</p> <p>※各部屋別稼働率について、2020年度は新型コロナウイルスの影響で通常年度と状況が異なるため、下段の2018年度を参考にしてください。</p>							



補足資料②

市民会館整備についての条件整理

整備方法	工事費	固定費（指定管理料）	年間ランニングコスト	ランニングコスト計算式
中規模改修 （耐震改修）	その①22.8億円 （市民満足度も考慮した工事費） その②17億円 （最低限の耐震改修工事費）	1.3億円 （2020年度指定管理料参考）	その①2.5億円 その②2.2億円	（工事費/20年）+固定費
市内新設	10.3億円（用地取得費） 44.6億円（新設費）	1.3億円 （2020年度指定管理料参考）	2.2億円	（工事費/65年）+固定費
広域連携	5.2億円（用地取得費の50%） 22.3億円（新設費の50%）	0.7億円 （2020年度指定管理料の50%）	0.8億万円	（工事費/65年）+固定費

※市民満足度をを考慮した工事内容：最低限の耐震改修工事+舞台音響改修・舞台照明改修・各部屋とトイレの内装改修等です。

※用地取得は豊岡（入間市駅付近）の場合になります。

※建築基準法と都市公園法により制限があるため、現在地に建て替えはできません。

入間市市民会館



文化創造アトリエ



文化創造アトリエ

入間市産業文化センター



グリーンティージャズフェスティバル



湖月わたる凱旋LIVE



湖月わたる凱旋LIVE





成人式



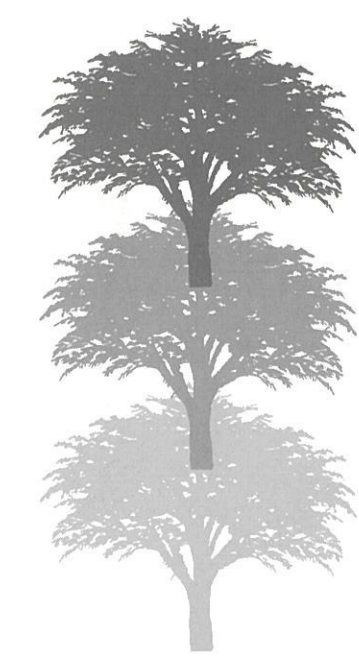
中学校合唱祭



ドラマフェスタ



入間市市民会館



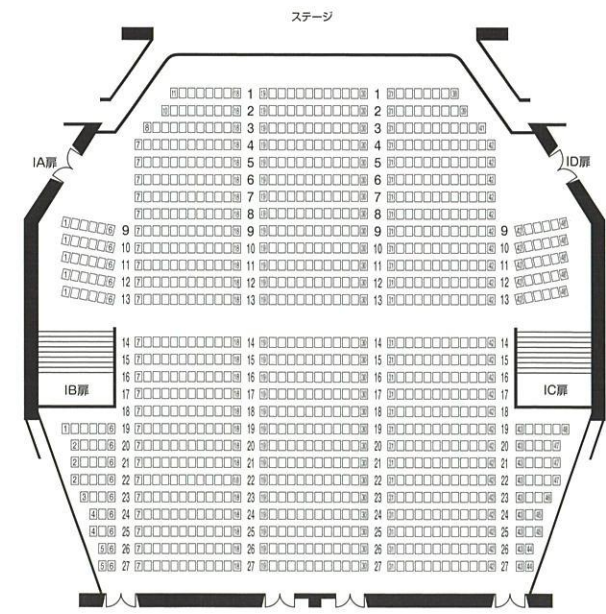
利用のご案内

建物の概要

- 名称 入間市市民会館
- 所在地 埼玉県入間市豊岡3-10-10
- 敷地面積 11,004m²
- 建築面積 2,814m²
- 延床面積 5,777m²
- 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- 開館 昭和48年(1973年) 5月
- 駐車場 131台(第2駐車場54台)



席数 1,086席



〒358-0003
 埼玉県入間市豊岡3-10-10
 TEL. 04-2964-2411
 FAX. 04-2965-7667
<http://iruma.or.jp/>

利用のご案内

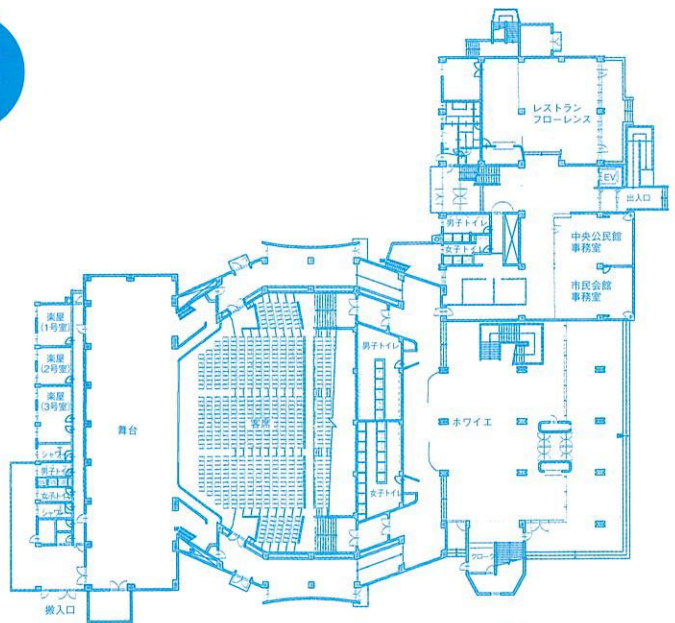
- 受付時間
 - ・窓口受付は8時30分から19時30分までです。(土、日、祝日も平常どおり受付)
 - ・インターネット予約は5時から24時までです。
- 休館日
 - ・毎週月曜日(祝日、国民の休日と重なった場合は開館)と年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。
 - ※施設管理上の都合により臨時に休館する場合があります。
- 受付期間
 - ・申請は利用する日の6ヶ月前の、月の初日(休館日の場合は翌開館日)8時30分から受付します。(市外は5ヶ月前)ただし、市内とは所沢市、飯能市及び狭山市を含みます。(例:4/1<受付初日>→10/1~10/31<使用日>)※インターネット予約は受付初日の翌日からできます。
- 予約方法
 - ・窓口、電話、ロビー端末、インターネットで予約ができます。予約された日から7日以内(休館日を除く)までに市民会館窓口へ使用料をお支払いください。
 - ・ロビー端末、インターネットでの予約は、事前に「利用者登録」をされた方のみです。
 - ・期限までにお支払いいただけない場合は、自動的に予約が取り消されます。
 - ・月の初日(休館日の場合は翌開館日)は窓口受付のみで、その場で使用料をお支払いいただけます。
- 利用時間
 - ・9時から21時30分までです。ただし、この時間には準備・後片付けに要する時間も含まれています。
- 連続使用できる期間
 - ・ホール……………3日間 ・会議室、展示室…………6日間

利用上のお願い

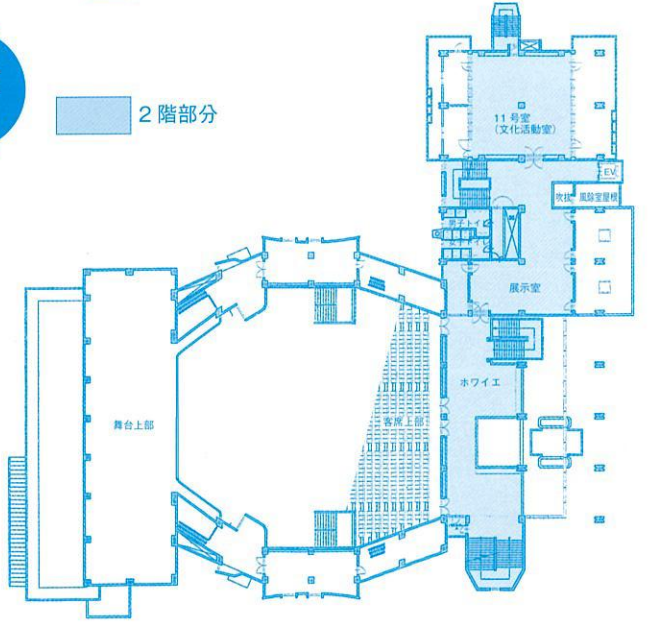
- ご利用者、ご来場者の方々に施設を快適にお使いいただくために、次の事項を遵守してください。
- 申込みについて
 - ・申込み後の使用日時、使用施設の変更は1回のみ可能です。詳しくは市民会館までお問い合わせください。
 - ・使用を取消される場合は、使用料をお返しできません。(原則、利用時間の延長もできません)
 - ・使用許可書(コピー可)は、使用前に必ず窓口へ提示してください。これにより開錠いたします。
 - ・市民会館の使用権を、他人に譲渡したり、転貸することはできません。
 - ホールの利用について
 - ・消防法上、または安全管理の点から、定員以上の入場はお断りします。
 - ・客席内での飲食、喫煙は固くお断りします。
 - ・舞台には担当スタッフ(舞台設備、照明、音響)がいますので、必ず使用の1ヶ月前までには打ち合わせをしてください。(プログラムなど作成される場合は、その1ヶ月前。打ち合わせ時間は、電話により予約してください)
 - ・開演、終演時間が決まりましたら、早めに市民会館までお知らせください。(市民会館発行の印刷物に掲載したり、窓口などでお問い合わせに使用)
 - ・使用日当日に附属設備使用料(舞台設備、照明、音響)をお支払いいただけます。
 - ・舞台装置などは一般の方に操作いただくことはできません。
 - ・ピアノ調律を希望される方は、指定業者にてお願いします。(スタインウェイ:松尾楽器商会 ヤマハ:ヤマハ)詳しくは市民会館までお問い合わせください。
 - ・スモークマシーンなどをご利用になる場合は消防署への届出が必要です。(一部の機種を除く)
 - 施設(会議室、展示室など)の利用について
 - ・使用目的によっては、施設の特性上、一部利用制限が発生する場合があります。
 - ・使用日当日の不測の事態に備え、避難経路の確認と避難誘導員の配置をお願いします。
 - ・使用許可時間内に準備、後片付けが終了し、退室できるようにしてください。
 - ・消防法上、または安全管理の点から、定員以上の入場はお断りします。
 - ・当施設は全面禁煙実施施設です。喫煙は指定の喫煙所をお願いします。
 - ・参加人数が多数見込まれる場合は、会場内、駐車場などに整理員を配置し、保安整理をしてください。
 - ・施設使用後、当日の入場者数を窓口へ報告してください。
 - ・市民会館では荷物を預かりすることはできません。
 - ・搬入した物品などは、主催者の責任において管理してください。
 - ・許可なく物品の販売、広告宣伝及び金品の寄付募集行為は行わないでください。
 - ・飲食物の持ち込みがある場合は、あらかじめ飲食物等持込許可申請書を提出してください。
 - ・茶器(貸出可)は使用後に後始末をし、洗ってからの元の場所に返却してください。茶葉、布巾などは主催者が持参してください。
 - ・ゴミについては、必ずお持ち帰りください。
 - ・電気器具(照明など)を持ち込み、使用する場合は電気代をお支払いいただけます。(各時間区分につき500Wごと100円 合計100W未満は無料)
 - ・マイクを使用する場合は、職員からの指示以外の箇所を触らないでください。
 - ・火気の取扱いには特に注意し、指定された場所以外では火気を使用しないでください。
 - ・施設、附属設備などを破損、汚損、滅失した場合は弁償していただきます。
 - PRなどについて
 - ・広告、チラシなどに市民会館の電話番号を表示しないでください。(当日の取り次ぎはいたしません)
 - ・広告、チラシなどに駐車場には限りがある旨の表示をしてください。(当日満車になる場合もあります)
 - ・広告、チラシなどを出される場合は、主催者の連絡先を明示し、原稿の段階で市民会館に提出してください。
 - ・施設内の壁、柱、窓、ガラス面などに印刷物などを掲示しないでください。
 - ・市民会館敷地以外の電柱、標識などの支柱に看板などを設置しないでください。
 - その他
 - ・職員の指示に従って利用してください。



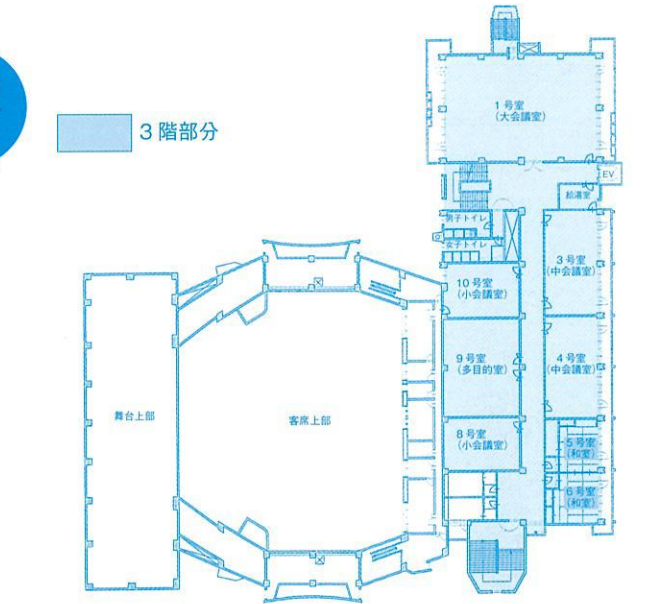
1F



2F



3F



ホール

- 席数……………1,086席(固定) 車椅子スペース6台
- 舞台……………間口17m、高さ7.5m、奥行10m

会議室・展示室

階	No. (室名)	収容人数	面積		
3	第1号室(大会議室)	120人	228㎡	マイク2本、演台、看板3.6m×0.5m	
	第3号室(中会議室)	50人	80㎡		
	第4号室(中会議室)	50人	80㎡		
	第5号室(和室)	20人	40㎡	15畳	
	第6号室(和室)	20人	40㎡	15畳	
	第8号室(小会議室)	30人	52㎡		
	第9号室(多目的室)	30人	104㎡	鏡(壁面)、ピアノ、机2、椅子24	
	第10号室(小会議室)	30人	52㎡		
	2	第11号室(文化活動室)	60人	150㎡	ピアノ、机5、椅子60
		展示室		111㎡	パネル、机10、椅子10
1	市民会館事務室、中央公民館事務室、レストラン(午前10時~午後5時 定休日月曜日)				

ホール、楽屋等使用料

(単位 円)

使用区分	時間区分	時間区分					
		午前 9時~正午	午後 1時~5時	夜間 5時30分~ 9時30分	全日 午前9時~ 午後9時30分		
ホ ル	入場料無 料の場合	平日	12,000	20,000	28,000	54,000	
		土曜・日曜・休日	16,000	26,000	36,000	70,000	
	入場料等 これに類 する料金 を徴収す る場合	平日	500円以下	15,000	25,000	35,000	68,000
			500円を超え 1,000円を超 えるもの	18,000	30,000	42,000	81,000
		土曜 日曜 休日	500円以下	19,000	32,000	45,000	86,000
			500円を超え 1,000円を超 えるもの	24,000	40,000	56,000	108,000
楽 屋	1号室 (7人)	平日	400	500	600	1,400	
		土曜・日曜・休日	500	600	700	1,600	
	2号室 (7人)	平日	400	500	600	1,400	
		土曜・日曜・休日	500	600	700	1,600	
	3号室 (10人)	平日	500	600	700	1,600	
		土曜・日曜・休日	600	700	800	1,900	
シャワー室	600(1室につき)						

会議室及び展示室使用料

(単位 円)

使用区分	時間区分	時間区分			
		午前 9時~正午	午後 1時~5時	夜間 5時30分~ 9時30分	全日 午前9時~ 午後9時30分
第1号室(大会議室)		2,800	3,800	4,600	10,000
第3号室(中会議室)		1,300	1,800	2,100	4,600
第4号室(中会議室)		1,300	1,800	2,100	4,600
第5号室(和室)		500	700	800	1,800
第6号室(和室)		500	700	800	1,800
第8号室(小会議室)		800	1,000	1,300	2,800
第9号室(多目的室)		1,400	1,900	2,300	5,000
第10号室(小会議室)		800	1,000	1,300	2,800
第11号室(文化活動室)		2,100	2,800	3,400	7,500
展示室		1,500	2,100	2,500	5,500

- 使用料の加算等
- (1) 使用の許可を受けた時間を超過した場合は、超過料として30分までごとに当該時間区分における使用料の100分の30を加算する。ただし、時間区分をまたがるときの超過料は、徴収しないものとする。
 - (2) 市内又は所沢市、飯能市若しくは狭山市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。
 - (3) このホール(楽屋を含む)を使用して行う公演等のため、準備又は練習のために使用する場合は、当該使用料の100分の30を減額する。(条例第12条の規定により減額を認められた場合は除く)

附属設備使用料(下記使用料は、午前・午後・夜間を各1回として計算します) (単位 円)

名称	単位	使用料	名称	単位	使用料	
演壇	1台	1,000	スパイラルマシン	1台	200	
司会台	1台	500	カレイドマシン	1台	200	
所作台	1式	7,000	スライドキャリアマスク	1台	200	
花道用所作台	1式	1,000	ターレットプレート	1台	200	
平台(2×6)	1枚	100	先玉レンズ	1個	100	
平台(3×6)	1枚	150	箱波	1台	200	
平台(4×6)	1枚	150	ミラーボール	1台	600	
平台(6×6)	1枚	200	オーロラマシン	1台	600	
開き足	1枚	50	ピンスポットライト(クセノン)	1台	2,000	
張り出し用組立足	1台	150	ピンスポットライト(1KW)	1台	1,000	
箱馬	1枚	30	ハイスタンド	1台	150	
指揮台及び指揮者用譜面台	1台	350	スタンド	1台	150	
譜面台	1台	50	カラーフィルター	1枚	450	
緋毛せん	1枚	100				
長座布団	1枚	50	拡声装置	1式	2,500	
高座用座布団	1枚	50	マイクロホン(コンデンサー)	1本	1,200	
長机	1本	200	マイクロホン(ダイナミック)	1本	700	
椅子	1脚	50	ワイヤレスマイク	1本	1,000	
上敷A(5間以下)	1枚	100	ダイレクトボックス	1台	200	
上敷B(5間超)	1枚	300	マイクスタンド(卓上・床上)	1本	100	
反響板	1式	4,000	3点吊り装置	1台	500	
スクリーン	1式	1,000	モニタースピーカー	1台	300	
びょうぶ(金)	1双	2,000	グラフィックイコライザー	1台	500	
びょうぶ(銀)	1双	1,000	エフェクトマシン	1台	500	
大太鼓	1台	1,000	カセットデッキ	1台	500	
ピアノ	スタインウェイフルコン(椅子含む)	1台	10,000	CDデッキ	1台	500
	ヤマハフルコン(椅子含む)	1台	3,000	MDデッキ	1台	500
照明設備	調光装置	1式	2,500	サブミキサーA	1台	1,000
	フットライト	1列	1,000	サブミキサーB	1台	2,000
	ボーダーライト	1列	1,000	マルチケーブルシステム	1式	500
	アッパーホリゾン トライト	1列	2,000	会議室用マイクロホン	1本	500
	ローアホリゾン トライト	1列	2,000	会議室用マイクロホン	2本	700
	スポットライト (500W)	1台	150	ビデオプロジェクター	1台	500
	スポットライト(1KW)	1台	250	ビデオデッキ	1台	500
	エリスポットライト	1台	300	移動式スクリーン	1台	200
	パーライト	1台	300			
	効果器用スポットライト	1台	200			
ディスクマシン	1台	200				
フィルムマシン	1台	200				
電源	持込器具用(合計100W未満は無料)	500W ごと	100			

- 使用料の加算等
- (1) 使用料は、午前・午後・夜間を各1回として計算する。
 - (2) 使用の許可を受けた時間を超過した場合は、超過料として30分までごとに当該時間区分における使用料の100分の30を加算する。ただし、時間区分をまたがるときの超過料は、徴収しないものとする。
 - (3) 市内又は所沢市、飯能市若しくは狭山市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。